(経済産業委員会)

独 立 行政 法人産業技術総合研究所法 の — 部 を改正する法 律案 (閣 法第七三号)(先議) 要旨

本法 律 案 は、 鉱 I 業の 科学技 術 に 関 する 研 緊究及び 開発等の 業 務 を 層 効率的かつ効果的に行 わせ るため、

独 立 行 政 法 人 産 業 技 術総 合研究所 を特定独 立行 政 法 人以 外の 独 立行政法人としようとするも の で あ <u>(ו</u> その

主な内容は次のとおりである。

一、特定独立行政法人以外の独立行政法人

独 立 行 政 法 人 産業 技 紨 総合 研 究 所 以下「研究所」 という。) を独立行政法人通則法第二条第二項に 規

定する特定独立行政法人とする規定を削除する。

二、秘密保持義務

研 究 所 の 役員 及び職員等に対してその 職 務上の 秘 密に対する保持義務を課す。

三、役員及び職員の地位

刑 法 その 他 の 罰 則 の 適 用につい て、 研究所の役員及び職員を法令上公務に従事する職員とみなす。

四、施行期日